

平成十八年度

第七十七回

東京都港湾審議会議事録

日時 平成十八年十二月二十二日(金曜日)  
於 東京都庁第二本庁舎三十一階特別会議室二十七

次第

- 一 開 会
- 二 委員紹介
- 三 会長の選任
- 四 会長代理の指名
- 五 港湾環境整備負担金部会委員の指名
- 六 報告事項
  - (一) 第二十五回港湾環境整備負担金部会の報告
- 七 諮問事項
  - (一) 東京港港湾計画の一部変更(案)
  - (二) 東京港港湾計画の軽易な変更(案)
  - (三) 東京都海上公園計画の変更(案)
  - (四) 東京港臨港地区の解除及び分区の変更(案)
  - (五) 東京港港湾隣接地域の指定及び解除(案)
- 八 答 申
- 九 その他
- 十 東京都副知事挨拶
- 十一 閉 会

出席者

学識経験者

公立大学法人首都大学東京理事長	高橋 宏
三菱鉱石輸送株式会社常勤監査役	上東野 治男
社団法人日本港湾協会副会長	川嶋 康宏
富士常葉大学環境防災学部教授	重川 希志依(欠席)
千葉大学園芸学部教授	田代 順孝
東京農工大学大学院教授	福嶋 司
青山学院大学経営学部教授	三村 優美子(欠席)
江戸川大学社会学部教授	惠 小百合(欠席)
政策研究大学院大学教授	森地 茂(欠席)
前・財団法人東京都公園協会西部支社長	清水 政雄
港湾・海上公園利用者	
社団法人東京港運協会会長	鶴岡 元秀
東京倉庫協会会長	田川 英明
東京港定航船主会会長	田野崎 圭一
東京湾海難防止協会東京支部長	大村 義人
東京港湾労働組合協議会副議長	都澤 秀征(代理)
全日本海員組合関東地方支部長	中澤 政光
社団法人東京都レクリエーション協会副会長	丸山 正
都民公募	中島 俊夫
都民公募	平石 真紀
港湾区域に隣接する特別区の区長	
中央区長	矢田 美英(欠席)
港区長	武井 雅昭(欠席)
江東区長	室橋 昭(欠席)
品川区長	濱野 健
大田区長	西野 善雄(代理)
江戸川区長	多田 正見(代理)

東京都議会議員

東京都議会議員  
東京都議会議員  
東京都議会議員  
東京都議会議員  
東京都議会議員  
東京都議会議員  
東京都議会議員  
東京都議会議員

開会 (午後二時〇〇分)

関係行政機関の職員

東京税関長  
関東地方整備局長  
関東運輸局長  
東京海上保安部長  
警視庁交通部長

山崎孝明  
きたしろ 勝彦  
神林 茂  
名取憲彦  
大沢 昇  
木内良明  
小竹 ひろ子

東京都職員

副知事  
港湾局長  
技監  
総務部長  
港湾経営部長  
臨海開発部長  
港湾整備部長  
離島港湾部長  
港湾経営改革担当部長  
開発調整担当部長  
企画課長

南木 通(代理)  
中島 威夫(代理)  
大藪 譲治  
西口 政文(代理)  
押久保 仁(代理)

横山 洋吉  
津島 隆一  
樋口 和行  
斉藤 一美  
江津 定年  
鈴木 雅久  
尾田 俊雄  
飯尾 豊  
小林 敏雄  
余湖 由紀夫  
山本 浩  
浜 佳葉子

○浜企画課長 お待たせいたしました。定刻でございますので、ただ今から第七十七回東京都港湾審議会を開会させていただきます。委員の皆様におかれましては、年末のお忙しいところ、出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本来でございますと、議事進行につきましては会長にお願い申し上げるところでございますが、本日は新たな委員となつて初めて開かれる審議会でございますので、現在、会長が空席になつております。しばらくの間、私、東京都港湾局総務部企画課長の浜でございますが、私、浜が進行役を務めさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会は、概ね所要時間一時間半程度を予定しております。また、本審議会は公開とさせていただきますので、ご了承いただけますよう、よろしくお願いいたします。

初めに、今日ご出席の委員の皆様の出席状況をご報告申し上げます。ただ今委員並びに代理の方のご出席を含めまして、二十九名の皆様にご出席をいただいております。本審議会の定足数を超えております。

では、まず初めに、お手元にお配りいたしました資料をご説明させていただきます。

まず初めに、会議次第。それから、東京都港湾審議会委員名簿。その次に綴つてありますのが、本日の会の各審議事項についての諮問書の写しをお配りしてございます。

続きまして、資料でございますが、資料1が「港湾環境整備負担金部会の報告」資料。資料2が「東京港湾計画書一部変更(案)」の資料と説明資料。資料3といたしまして、「東京港湾計画書軽易な変更(案)」の資料と説明資料。さらにその関

連資料でございます。それから、資料4が「東京都海上公園計画の変更(案)」。資料5が「東京港臨港地区の解除及び分区の変更(案)」。資料6が「東京港港湾隣接地域の指定及び解除(案)」でございます。

さらに参考資料といたしまして、「東京港から発信する日本のみなと改革」東京港第七次改訂港湾計画」と、「東京港における水辺空間の魅力向上」。このほか、本日の座席表と、東京都港湾審議会条例、それから東京港便覧の二〇〇七年版をお配りしてございます。万が一、資料に不備等ございましたら、事務局までお申し付けください。

それでは、お手元の会議次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

## 委員紹介

○浜企画課長 初めに、委員の皆様のご紹介でございます。

大変僭越ではございますが、お手元の委員名簿に従いまして、私からご紹介をさせていただきますと存じます。ご着席いただいたままで結構でございます。なお、名簿では、今回から新たに就任された方のお名前の横に星印をつけさせていただいております。

それではまず、学識経験を有する方々でいらつしやいます。

上東野治男委員でいらつしやいます。

川嶋康宏委員です。

田代順孝委員です。

福嶋司委員です。

清水政雄委員です。

高橋宏委員です。

なお、森地委員、重川委員、三村委員、恵委員におかれましては、本日はご欠席とのご連絡をいただいております。

次に、港湾・海上公園の利用者の代表の方々でございます。

鶴岡元秀委員です。

田川英明委員です。

田野崎圭一委員です。

大村義人委員です。

都澤秀征委員におかれましては、本日は東京港湾労働組合協議会の古口事務局長が代理で出席いただいております。

中澤政光委員です。

丸山正委員です。

中島俊夫委員です。

平石真紀委員です。

続きまして、港湾区域に隣接する特別区の区長の方々でございます。

品川区長、濱野健委員です。

大田区長、西野善雄委員におかれましては、本日はまちづくり推進部長の石田様がおかれましては、本日はまちづく

江戸川区長、多田正見委員におかれましては、本日は高崎助

役に代理でご出席いただいております。

それから、矢田委員、武井委員、室橋委員は、本日はご欠席と

のご連絡を頂戴しております。

続きまして、東京都議会議員の皆様でいらつしやいます。

山崎孝明委員でいらつしやいます。

きたしる勝彦委員でいらつしやいます。

神林茂委員です。

名取憲彦委員です。

大沢昇委員です。

木内良明委員です。

小竹ひろ子委員です。

続きまして、関係行政機関の方々でいらつしやいます。

南木通委員におかれましては、本日は東京税関の森企画調整室長が代理でご出席でいらつしやいます。

中島威夫委員におかれましては、本日は、水谷東京港湾事務所長の代理でご出席をお願いしております。

大敷譲治委員です。

西口政文委員におかれましては、本日は、東京海上保安部藤吉航行安全課長が代理でご出席いただいております。

押久保仁委員におかれましては、本日は、伴交通部理事官が代理でご出席いただいております。

それでは、続きまして、東京都側の出席者をご紹介申し上げます。

初めに、港湾局長の津島でございます。

港湾局技監の樋口でございます。

総務部長の斉藤でございます。

港湾経営部長の江津でございます。

臨海開発部長の鈴木でございます。

港湾整備部長の尾田でございます。

離島港湾部長の飯尾でございます。

港湾経営改革担当部長の小林でございます。

開発調整担当部長の余湖でございます。

計画調整担当部長の山本でございます。

よろしくお願いたします。

## 会長の選任

○浜企画課長 では、続きまして、会長の選任に移らせていただ

きたいと存じます。会長につきましては、東京都港湾審議会条例第五条第一項の規定によりまして、学識経験を有する委員の皆様の中から、委員の皆様の互選でご選任いただくことになっております。それでは、会長の選任につきまして、どなたかご発言がございましたら、お願いたします。

○田川委員 田川でございます。会長の選任につきましてご提案申し上げます。

高橋宏委員に会長をお願いしたらどうかと存じております。

高橋委員は、グローバルな視点から、東京都のあるべき姿について助言をされるなど、幅広い見識に基づきまして、ご活躍をされております。また、港湾の仕事に携わられたご経験からも、東京港に関する重要な事項を審議する当審議会の会長に適任と存じております。高橋委員には大変ご苦勞なことでございますが、会長へのご就任を、ぜひお願いしたいと存じます。よろしくご審議をお願いいたします。

○浜企画課長 ただ今、田川委員から高橋宏委員を会長にご提案ございましたが、皆様いかがでございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○浜企画課長 ありがとうございます。それでは、異議なしというところでございますので、高橋宏委員に本審議会の会長をお願いしたいと存じます。高橋委員には、恐れ入りますが、会長席のほうにお移りいただきまして、今後の進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

○高橋会長 高橋宏でございます。ただ今ご推薦いただきましたので、会長を引受けさせていただきますと存じます。

港湾の仕事には長らく携わった経験はございますが、東京都の港湾行政に直接参画するのは初めてでございます。この重責を果たすために、皆様方のご協力をよろしくお願申し上げます。

それでは、議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきますと存じます。

## 会長代理の指名

○高橋会長 まず、会長代理の指名でございますが、東京都港湾審議会条例第五条第四項によりまして、会長に事故があるときは、学識経験を有する委員のうちから、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理するとなっておりますので、この中で指名させていただきます。川嶋委員をお願いしたいと思っております。

それでは、川嶋さん、よろしくお願いいたします。

## 港湾環境整備負担金部会

### 委員の指名

○高橋会長 続きまして、「港湾環境整備負担金部会委員の指名」でございます。東京都港湾審議会条例第二条第一項に、港湾環境整備負担金に関する事項が本審議会の所掌事項となっております。これにつきましては、昭和五十五年度の第三十七回東京都港湾審議会におきまして、専門部会を設置し、審議することになっております。そこで、東京都港湾審議会条例第八条第二項の規定に従いまして、部会委員を指名させていただきます。学識経験を有する委員のうちから、川嶋委員、清水委員、港湾・海上公園利用者の委員のうちから、鶴岡委員、田川委員、田野崎委員、都澤委員、関係行政機関の委員のうちから、中島

委員、大藪委員、西口委員の九人の方々にお願いをしたいと存じます。

## 報告事項

### 第二十五回港湾環境整備

#### 負担金部会の報告

○高橋会長 続きまして、報告事項に入ります。

まず初めに、報告事項といたしまして、第二十五回港湾環境整備負担金部会の決議事項につきまして、前期部会長を務められました川嶋委員からご報告をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○川嶋会長代理 港湾環境整備負担金部会の前期部会長を務めておりました川嶋でございます。平成十七年度の第二十五回港湾環境整備負担金部会の審議結果について、ご報告申し上げます。平成十七年十二月二十日の港湾環境整備負担金に係ります負担対象工事の指定につきまして、知事から当審議会に諮問がございました。お手元の資料「港湾環境整備負担金部会の報告」をご覧くださいと思います。一ページが諮問書でございます。

次に、二ページをご覧くださいと思います。負担対象工事の指定についての諮問内容でございます。平成十七年度の負担対象工事は、平成十六年度に実施した工事でございます。工事内容及び負担金に関わる からの各項目につきまして、港湾環境負担金条例に基づきまして、部会終了後、平成十八年一月十二日に告示をしております。

最後に三ページをご覧いただきたいと思います。三ページは  
答申書でございます。部会におきまして慎重に審議を行いました  
結果、東京都港湾審議会条例第八条の二に基づき、原案を適  
当とする旨、答申いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

港湾環境整備負担金につきましては、東京都港湾審議会条例  
の規定によりまして、部会の決議をもって審議会の決議とする  
ということになっておりますので、ご了承いただきたいと思います。  
よろしくお願いたします。

## 諮問事項

### 東京港港湾計画の一部変更（案）

### 東京港港湾計画の軽易な変更（案）

○高橋会長 では、次に、諮問事項の審議に入らせていただきま  
す。案件が多くございますので、一括して説明をしていただい  
た後に、まとめてご意見ご質問等をお伺いしたいと存じます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。最初に、尾  
田港湾整備部長、よろしくお願いたします。

○尾田港湾整備部長 港湾整備部長の尾田でございます。

「東京港港湾計画の一部変更（案）」及び「東京港港湾計画の  
軽易な変更（案）」、「東京都海上公園計画の変更（案）」、「東京  
港臨港地区の解除及び分区の変更（案）」につきまして、ご説明  
申し上げます。

東京港港湾計画につきましては、昨年十一月の第七十六回東

京都港湾審議会において、諮問、答申をいただき、第七次改訂  
計画を本年三月に公示したところでございますが、今回、この  
計画につきまして、一部変更及び軽易な変更を諮問するもの  
でございます。

なお、第七次改訂港湾計画の概要につきましては、後ほどご  
説明をさせていただきます。

それでは、東京港港湾計画の一部変更についてご説明させて  
いただきます。お手元の資料2が港湾法に定める港湾計画書で  
ございます。また、資料2-2は港湾計画の資料編でございま  
して、計画内容の詳細をお示ししております。一部変更の内容  
につきましては、よりわかりやすくするため、資料2-3の「東  
京港港湾計画の一部変更（案）説明資料」により、概要を説明  
させていただきます。

資料2-3のページをお開き願います。港湾計画の変更に  
ついてですが、規模が大きく、かつ重要な計画事項を変更する  
場合に、一部変更となるものでございまして、港湾法の定  
めにより、本地方港湾審議会でご審議いただいた後、国土交通  
大臣に提出し、国の交通政策審議会でご審議いただき、決定する  
こととなっております。今回の変更は10号その2、15号地、  
そして中央防波堤内側の内質ユニットロードふ頭につきまして、  
国の定める整備基準が来年四月に改訂されますことから、新基  
準に合わせて、各ふ頭の水深を、当初計画しておりました  
マイナス八・五メートルからマイナス九メートルに変更するも  
のでございます。

この基準は、ふ頭を計画する際に対象とする船舶の船長や水  
深を定めるものでありまして、国の基準の改訂に当たり、近年  
の船舶の傾向を整理したところ、東京港での対象となっており  
ます船舶につきましても、現行の基準より必要水深が深くなっ  
たものでございます。

それでは、各分頭につきまして、個別に説明させていただきます。

まず、10号その2につきましては、岸壁と泊地の水深をマイナス八・五メートルからマイナス九メートルに変更いたします。

次に、15号地につきましては、同様に岸壁と泊地の水深をマイナス八・五メートルからマイナス九メートルに変更し、合わせて岸壁延長を四百三十メートルから四百四十メートルといたします。

中央防波堤内側につきましては、岸壁と泊地の水深をマイナス八・五メートルからマイナス九メートルに変更するとともに、第二航路海底トンネルと船舶の進入路の関係から、岸壁の位置を北東に約三十メートル移動させまして、これより分頭用地を十二ヘクタールから十三ヘクタールに、泊地を十三・八ヘクタールから十三・七ヘクタールに変更いたします。

二ページをご覧下さい。変更箇所的位置図でございます。今回の変更箇所を赤色で表示しております。ご参照いただければと存じます。

次に、「東京港港湾計画の軽易な変更（案）」につきまして、ご説明させていただきます。港湾計画の軽易な変更は、港湾法の定めによりまして、本地方港湾審議会の審議により計画を定めるものでございまして、国の交通施策審議会の審議を要しない変更案件でございます。諮問いたします変更内容につきましては、先ほどと同様に、資料3の「東京港港湾計画の軽易な変更（案）説明資料」により、その概要を説明させていただきます。

資料3-3をご覧ください。本件は、海上公園を区に移管することに伴う港湾計画上の土地利用の変更でございます。海上公園の区への移管につきましては、平成十七年二月の港湾審議会におきまして、海上公園の新たな管理主体について、

その考え方と移管の基準について答申をいただいたところでございます。

答申の概要をご説明します。まず基本的な考え方として、一定の基準に基づき、地元区へ管理を移管することが妥当な公園につきましては、引き続き公園として利用することを前提に、区への移管協議を順次進めていくというものでございます。

次に、移管の基準でございますが、基準の1としましては、おおむね十ヘクタール未満の公園、基準2としては、湾岸道路の内陸部で、住宅地に隣接し、市街化された地区の公園、基準3では、湾岸道路の右側で、近隣住居者の利用が主体となっている公園などを挙げております。

東京都としましては、これらの基準を前提に個々具体的に判断し、各区と協議を進めていくこととしておりまして、昨年度は江東区の若洲海浜公園キャンプ場及び多目的広場、東雲南緑道公園を区に移管しました。今年度は、基準1及び基準2によりまして、品川区の品川南ふ頭公園につきまして、区と協議をしまして、移管について同意が得られました。このため、当公園の管理者が区となり、都市公園となることに伴い、港湾計画上の土地利用について、港湾の環境整備のための「緑地」から、都市的機能を合わせ持つ「その他緑地」に区分を変更するものでございます。

関連して、品川南ふ頭公園につきましては、海上公園計画の変更と臨港地区の解除も合わせてお諮りすることとしておりますので、一括してご説明させていただきます。

関連資料をご覧くださいと思います。2(1)につきましては、先ほどご説明いたしました港湾計画上の土地利用計画を変更するもので、公園及び道路等を含めまして〇・八ヘクタールの面積を、「緑地」から「その他緑地」に変更するものです。

(2) については、海上公園を変更するものでございます。区に移管し、都市公園になることに伴い、海上公園の計画面積を〇・六ヘクタール減じるものでございます。

(3) につきましては、臨港地区の解除についてお示してございます。海上公園とその周辺地区の面積 〇・七ヘクタールは、工業港区として指定しておりますが、都市公園となることに伴い、臨港地区を解除するものでございます。

以上で、港湾計画の一部変更、軽易な変更及び関連事項についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

## 東京都海上公園計画の変更(案)

○高橋会長 続きまして、鈴木臨海開発部長より、ご説明をお願いします。

○鈴木臨海開発部長 臨海開発部長の鈴木でございます。

東京都海上公園条例に基づき、本日は審議をいただきます。東京都海上公園計画の変更(案)につきまして、ご説明を申し上げます。お手元の資料4「東京都海上公園計画の変更(案)」をご覧くださいと存じます。

一枚めくっていただきますと、目次でございます。諮問案件の海上公園の計画変更について、その内容は具体的に、海の森公園の新規計画と品川南ふ頭公園の既定計画の廃止の2件でございます。このうち二つ目の品川南ふ頭公園の既定計画の廃止につきましては、ただ今港湾整備部長が一括してご説明申しましたので、省略させていただきます。

もう一枚おめくりいただき、一ページをご覧ください

と思います。諮問案件でございます二つの公園の位置を示してございます。

それでは、海の森公園の新規計画につきまして、ご説明を申し上げます。二ページをごらんいただきたいと存じます。海の森公園の新規計画について、上から順にご説明を申し上げます。平成十七年二月第七十四回東京都港湾審議会でご答申をいただきました「中央防波堤内側海の森(仮称)構想」の内容に基づきまして、水と緑のネットワークの拠点として、海の森公園を新たに計画するものでございます。

公園の種類でございますが、東京都海上公園条例第二条に基づきまして、海浜公園、ふ頭公園、緑道公園の三種類の公園がでございます。海浜公園とは、主として水域における自然環境の保全及び回復を図るとともに、水に親しむ場所として都民の利用に供することを目的とする公園でございます。ふ頭公園とは、主としてふ頭内の環境整備を図るとともに、港の景観に親しむ場所として都民の利用に供することを目的とする公園でございます。緑道公園とは、臨海地域における自然環境の回復を図るとともに、緑に親しむ場所として都民の利用に供し、合わせて海上公園の一体的な利用を促進することを目的とする公園でございます。今回の海の森公園は、条例の規定に基づき、海浜公園に位置付けるものでございます。所在地は、中央防波堤内側でございます。区域は資料の下部に図示してございます。

今回計画する面積でございますが、海の森構想と同様の総面積八十七・九ヘクタールでございます。この内訳は、東京港第七次改訂港湾計画に基づきまして、陸域八十六・七ヘクタール、水域一・二ヘクタールとなります。

次に、主な海上公園の施設の種類及び名称でございます。一つ目に、森や海辺などの自然環境の回復・保全のための施設。二つ目に、草地や海浜などのレクリエーションのための施設。



三つ目以下、自然に親しむための教養施設、都民等との協働による緑化のための管理施設、駐車場などの便益施設でございます。

自然環境の保全についてでございますが、海の森の構想を踏まえまして、都民との共同による樹林地や草地の造成、海辺や磯浜、湿地の整備によりまして、多様な生き物が生育できる場をつくり出し、自然環境の回復と保全を行うものでございます。

交通手段の確保といたしましては、今年の四月から開設されました臨海高速鉄道東京レポート駅から都バスがございませう。海の森公園の中央まで、環境局中防合同庁舎前を下車しまして、徒歩約二十分程度でございます。

小さくて恐縮でございますが、参考資料といたしまして、パネルをご覧くださいと存じます。これは平成十七年二月に東京都港湾審議会で答申されました中央防波堤内側海の森(仮称)構想図でございます。

次に三ページは航空写真で、海の森公園の新規計画区域の範囲と周辺の状況をお示ししてございます。

次の四ページをご覧くださいと存じます。海の森公園計画地の現況写真でございます。上の写真は、中央防波堤外側から海の森公園お台場方向を臨んだものでございます。中央部の緑は、主に平成八年に開催されました全国植樹祭で植樹されたものでございます。下の写真は、海の森公園中央部付近から、中央防波堤外側方向を見た写真で、建設発生土の仮置き場に使っている状況や、東京臨海風力発電所の風車、その奥に中央防波堤外側が見てとれます。

以上が海の森公園の新規計画でございます。

資料の次の五ページから九ページまでは、品川南ふ頭公園に係るものでございます。五ページは公園の区への移管基準。六ページは品川南ふ頭公園の概要。七ページはその平面図。八、

九ページは現況の写真でございますが、詳細な説明は重複をいたしますので、省略をさせていただきます。

最後に、海上公園計画変更の総括でございます。一番最後の十ページをご覧くださいと存じます。

海浜公園として、海の森公園の新規計画のため、一カ所増加して八公園、ふ頭公園は、先ほど港湾整備部長からご説明しました品川南ふ頭公園の既定計画の廃止によりまして、一カ所の減となり二十一公園となります。公園の総数は一増一減で四十四公園になります。公園面積は、総計で陸域面積が八十六・一ヘクタール、水域面積一・二ヘクタール、それぞれ増加をいたしますので、総面積九百六十九・六ヘクタール、陸域面積は四百二十四・〇ヘクタール、水域面積五百四十五・六ヘクタールとなります。

説明は以上でございます。よろしくご審議、お願いを申し上げます。

○高橋会長 ありがとうございます。

## 東京港臨港地区の

### 解除及び分区の変更(案)

## 東京港港湾隣接地域の

### 指定及び解除(案)

○高橋会長 続きまして、もう一つ報告をお願いしたいと思います。江津港湾経営部長、お願いします。

○江津港湾経営部長 港湾経営部長の江津でございます。私から

は、「東京港臨港地区の解除及び分区分区の変更(案)」並びに「東京港港灣隣接地域の指定及び解除(案)」につきまして、資料5、資料6に基づきまして、ご説明を申し上げます。

まず、「東京港臨港地区の解除及び分区分区の変更(案)」でございますが、内容の説明に入ります前に、臨港地区の概略につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

臨港地区とは、都市計画法に定める地域地区の一つでございます。まして、港灣管理者が一定の土地利用規制を行うことにより、港灣における諸活動の円滑化を図り、港灣の機能を確保できるものとするものでございます。

さらに、各臨港地区においては、ふ頭で取り扱う物資の種類等に応じて、港灣法に基づく分区分区を指定しております。東京港におきましては、商港区、工業港区、保安港区など、七種類の分区分区を設け、各分区分区においては、都条例より建設可能な構築物を制限しております。

また、後ほどご説明いたします豊洲地区や青海地区のように分区分区指定のない、いわゆる無分区分区という地域がございます。これは、港灣機能を維持しつつ、一般的都市機能としての利用も認める地区であり、都条例による建築物の建築規制の無い地域でございます。

それでは、お手元の資料5に従いまして、「東京港臨港地区の解除及び分区分区の変更(案)」について説明をさせていただきます。

資料の1ページをお開き願います。一、解除及び変更の内容でございますが、都市計画法第八条及び港灣法第三十九条に基づきまして、後ほどご説明いたします内容で、臨港地区の解除及び分区分区の変更を行うものでございます。

二の解除及び変更の理由でございますが、平成十八年二月に策定をされました第七次改訂港灣計画及び先ほど港灣整備部長のほうからご説明を申し上げました港灣計画の軽易な変更によ

りまして、土地利用計画が変更されたことに対応して、臨港地区の解除及び変更を行うものでございます。

1ページをお開き願います。今回の審議会にお諮りをします臨港地区の解除及び分区分区の変更につきまして、現在の分区分区や所在地、面積、解除及び変更の理由などを一覽にしたものでございます。四ページに位置図をつけてございますので、それと合わせてご覧をいただきたいと思っております。

一の臨港地区の解除につきましてご説明をさせていただきます。まず、豊洲地区でございます。位置図ではふ頭の先端部分と根本の部分の二カ所になります。当該地区につきましては、築地市場の移転を始め、再開発事業が進められているところでございます。このような開発状況を踏まえ、本年三月に策定をされました第七次改訂港灣計画におきまして、先端部分につきましては、「交流厚生用地」から「都市機能用地」へ、根本部分につきましては、「緑地」から「都市機能用地」へと用途が変更されたことによるものでございます。

次に、の青海地区でございます。当該地区につきましては、住・商・業複合用地として開発するために、「交流厚生用地」から「都市機能用地」へと用途が変更されたことによるものでございます。

の品川地区につきましては、港灣計画の軽易な変更に合わせてご説明をいたしましたけれども、品川南ふ頭公園を品川区へ移管することに伴い、「緑地」から「その他緑地」へと用途が変更されたことによるものでございます。

次に、二の分区分区の変更について説明をさせていただきます。の若洲地区でございます。当該地区につきましては、港灣関連施設の土地需要が増大している中、平成二十二年度の臨海道路二期事業区間の工事完了により物流の適地となることから、「危険物取扱用地」の一部が「港灣関連用地」へと用途変更を

れたため、臨港地区の分区についても、石油類等の危険物を取り扱う「保安港区」から一般貨物を取り扱う「商港区」へと変更するものがございます。

三ページをお開き願います。臨港地区の分区ごとの面積を一覧表にしたものでございます。今回は「工業港区」、「保安港区」及び「無分区」の面積が減少し、「商港区」の面積が増加しておりますが、臨港地区全体といたしまして十二・四ヘクタール減少し、合計一千三十三・二ヘクタールとなっております。

なお、今後の予定でございりますが、本審議会での審議の後、答申を受けました後、分区の変更は港湾管理者が行い、解除につきましては、都市計画審議会に諮ることとなっております。

以上が「東京港臨港地区の解除及び分区の変更(案)」についての説明でございます。

引き続きまして、「東京港港湾隣接地域の指定及び解除(案)」につきまして説明申し上げます。

内容の説明に入ります前に、港湾隣接地域の概略につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

港湾隣接地域とは、港湾区域または港湾区域に隣接する地域の保全を目的といたしまして、港湾法に基づき、港湾区域背後の陸域に港湾管理者が指定をする地域でございまして、水際から百メートルを限度として必要最小限な範囲を指定することになっております。指定を受けました地域内では、護岸や堤防、岸壁等の施設を保護するために、構築物の重量制限などの規制を受けることとなります。

それでは、お手元の資料6に従いまして、「東京港港湾隣接地域の指定及び解除(案)」につきまして説明をさせていただきます。

最初に資料の最後のページをご覧くださいと思います。今回の対象地区であります晴海地区及び豊洲地区につきまして

その位置と拡大図を下段のほうに示してございます。赤い太い線が新規に指定をする部分で、緑色の太線は指定を解除する部分、青い太線はそのまま残す部分でございます。

晴海地区につきましては、これまで水際から十五メートルの範囲で指定をしておりますが、その前面が埋め立てられるとともに、防潮護岸が整備されました。そこで、埋め立て造成された範囲について港湾隣接地域を指定し、これまで指定をしておいた区域につきましては指定を解除するものでございます。

また、豊洲地区につきましても、これまで水際から二十メートルの範囲を港湾隣接地域として指定しておりましたが、豊洲二丁目及び六丁目における再開発事業により、護岸の整備や新たな埋め立てなどが実施されました。このため、護岸の構造や埋め立ての範囲に合わせて、水際から三十メートルないし四十メートルの範囲で新たに港湾隣接地域を指定することにも、非指定部分の一部について指定を解除するものでございます。

一部、新規指定や既指定が入り組んでいる部分がございますが、護岸構造や埋め立ての幅が異なるところがあるため、保全すべき部分につきましても違いを生じたものでございます。

資料の本文のページをお開き願います。一、指定及び解除の内容でございしますが、港湾法第七条第一項に既定されており、港湾隣接地域を、ただ今ご説明を申し上げます。

二の指定及び解除の理由でございしますが、こちらにつきましても、ただいまご説明を申し上げます。晴海及び豊洲における再開発事業により、新たな護岸の整備や既指定の港湾隣接地域前面水域の埋め立てが実施されたため、新たに港湾隣接地域を指定するとともに、既指定部分の一部について指定を解除するものでございます。それと合わせまして、指定及び解除の範囲を記載してございます。

以上を持ちまして、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○高橋会長 ありがとうございます。以上、三件のご説明をいただきました。ただ今のご説明につきまして、皆様方から意見、ご質問などをお伺いしたいと存じます。いかがでございますか。

○小竹委員 では、意見ということ、東京港港湾隣接地域の指定及び解除に関連して、このことそのものに反対するものではないんですけれども、一言意見を申し上げたいと思います。

この豊洲及び晴海の開発整備計画が発表されて、平成九年、そして平成十四年に改訂が行われています。この計画に基づいて防潮護岸の整備が行われて来たわけですが、今回指定される護岸は、いずれも当時新たな埋め立てをして防潮護岸を造ることについて、区画整理事業の事業者の減歩による負担を減らして、区画整理をやり易くするものであるという批判が出されてきました。また、事業費についても、一部市場の負担があるもの、すべて都の負担で行われております。この二つの点では、護岸整備、そしてそこが緑地になるわけですが、整備されれば、当然進出される事業者の方々の利益につながると思います。この点からも、豊洲の護岸整備及び開発計画についての問題点として指摘をしておきたいと思えます。

以上です。

高橋会長 どうもありがとうございます。本件につき先づいて江津部長、何かご意見がございますか。

樋口港湾局技監 技監の樋口でございます。

有明北、それから豊洲、それらの埋め立てにつきましては、例えば有明北の整備については、今まで防潮護岸がなかったところに新たに埋め立てを利用して防潮護岸を整備する。今まで都民の方々が水辺に近づけなかったところを近づけるようにす

るなど、いろいろな工夫を図ってまいりました。これにつきましては、例えば生物に優しい護岸等、いろいろ整備してまいりました。いずれにつきましても、都議会等にお諮りして整備してまいりまして、これから有効に活用していきたい、かように考えております。

高橋会長 よろしくございますか。どうもありがとうございます。

ほかにご意見ございませんか。どうぞ、川嶋さん。

川嶋会長代理 この臨港地区の指定の解除等のことについて、特に異を挟むものではございませんけれども、一つお願いでございますが、もともと港湾の中のいろいろな施設をつくるということ、こういう計画をおつくりになって整備し、またそれをお使いになってきたわけなんですけれども、時間の経緯によって土地利用というのは変わってくるというのは当然でございますし、今回の計画については、既に港湾計画の中で位置付けられているものですので、そのこと自体を申し上げているわけではないんですが、よく行われる議論の中で、現実にならなくておりますから、こういう風に変えますということがよくあるんですが、何故そうなったかということも良く分析していただいて、そのことがまた別のところの場所で分析結果を反映していただくとかいう試みも大事かと思えます。貴重な水際線そのものを港湾とは直接関係ないような形で使っていくということになりますので、そういうようなことをご配慮いただければと思います。ご回答は結構でございます。

高橋会長 ありがとうございます。貴重なご意見ありがとうございます。

ほかにご意見ございましたら、どうぞ。

中島(俊)委員 海上公園計画の変更ということに関してですが、私自身はこれは全然問題ないといいますが、非常に結構な

話だと思いません。

ただ、ちよつと考えますに、私は特にそついで専門家じゃないんですけれども、せつかくこついで緑をたくさんつくるといふのがあつて、これは陸でも同じようなことがあると思つてんですが、せつかく海に近いといふことで、そついで特徴を、海の生命が育むような、そついでものが入つた緑地になれば、もつと希少価値といえますか、魅力が出てくるんじゃないかと。この辺の細かな話ですけども、そついでことができればなと思つております。

高橋会長 なるほど。事務局、何かコメントがありますか。どうぞ。

鈴木臨海開発部長 海の森公園に関してのお話と承りますが、先ほどパネルでご覧いただいた図にございますよついで、一つは海辺に面しているといふことで、観察と保全の海辺、あるいは触れ合いの海辺という形で、海に面している部分については、その特徴を生かした、しかも自然の再生といふような考え方で、今後この公園をつくつていきたいと思つております。また、全体八十八ヘクタールございますが、このうち五十三ヘクタール程度が森といふことで植樹がされるわけございますが、港湾審議会の検討部会の中でご議論いただいた経過の中では、スタジイ等のいわば東京都の海浜部分に適した樹木の植栽といふことが中心になるといふようなご意見を伺つております。したが、いまして、東京湾のシンボルになる、あるいはその入り口としての機能といつた部分で、その特徴を醸し出すとともに、十分この地域の特性を生かした、しかもなるべく自然な形で、多くの施設等をつくらないといふような方針のもとに、この整備を進めてまいりたいと思つております。

ご趣旨の点につきましては、十分今後の実施の中で、私どもとしてそれを踏まえて対応していきたいと思つております。

高橋会長 ありがとうございます。よろしくついでいいますか。大変にいいご意見をいただきました。ありがとうございます。東京都港湾局の中で、この海の森公園みたいなものをやるついで、近ごろ環境破壊がどんどん進んでいまして、こついで中で海に面して森をどんどんつくつていっているといふのは、海を豊かにするといふことになるんだといふことが環境生物学者の答申にも出ておりまして、それを先取りしてこついで案を港湾局が考え出してくれたのは、大いに褒めてやつていいんじゃないかなと私は思います。どうもありがとうございます。ついでいしました。

ほかにご意見ございしますか。

それでは、ご意見も出尽くしましたよついでいしますので、お諮りいたします。ただいまの「東京港湾計画の一部変更」案「ほか四件につきましては、原案を適当と認めること」にしたいと思つていますが、ご異議ございしませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

高橋会長 ありがとうございます。

それでは、原案を適当と認め、答申いたします。それでは会長の私から、きょうの議題に関する答申書を一括して副知事にお渡しいたしますが、ただ今私がサインをいたしますので、暫時お待ちくださいませ。

## 答 申

高橋会長 それでは、答申書を副知事にお渡しいたします。よろしくお願いいたします。

横山さん、どうも、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。ついでいしました。

（高橋会長より横山副知事へ答申）案（手交）

## その他

○高橋会長 続きまして、その他の議題に移ります。この度、当審議会の委員のおよそ三分の一が変わりましたので、港湾事業の基本計画である第七次改訂港湾計画につきまして、概要などを事務局に説明してもらいたいと思います。それでは、事務局、お願いいたします。尾田港湾整備部長 よろしくお願いします。

○尾田港湾整備部長 港湾整備部長の尾田でございます。この東京から発信する日本のみなと改革、この資料に基づきまして、説明させていただきたいと思えます。

本件につきましては、昨年十二月の本審議会におきまして、諮問答申をいただき、本年二月の交通政策審議会を経て、三月に公示をしたところでございます。

港湾計画は、港湾法第二条の三に基づく法定計画でありまして、港湾管理者がおおむね十年から十五年程度の将来について、今後の施設計画や空間計画などを定める基本的な計画でございます。改訂はおおむね十年に一度行っております。

第七次港湾改訂計画は平成二十年代後半を目標年次として、首都圏四千万人の生活と産業を支える東京港の国際競争力を強化し、物流・交流・環境・安全の四つの機能が融合した魅力ある港を実現することを方針として、各計画を定めております。

それでは、お手元の配付資料に基づきまして、説明させていただきます。最初のページをお開けいただきたいと思えます。物流では、世界と競う港湾サービスを実現するために、既存コンテナふ頭の効率的な運営や、貨物需要の増加に対応し、新規ふ頭の整備や、またふ頭背後の高機能物流拠点の形成などにより、港湾コストやサービス水準の向上を目指しております。

第一に、外貿コンテナふ頭機能の拡充・強化についてでございます。東京港のコンテナふ頭の貨物取り扱いが、現在八年連続日本一と増え続けておりまして、首都圏を背後圏として、今後重要性がますます高まる予定でございます。急増しますアジア貨物に対応するため、中央防波堤外側に水深十一メートルの中規模コンテナふ頭を一バス計画してございます。

また、増加するコンテナ貨物や船舶の大型化に対応しまして、国際基幹航路を維持・拡大するために、水深十五メートルから十六メートルの水深コンテナふ頭を中央防波堤外側と新海面処分場に三バス計画しております。さらに、川崎港、横浜港との広域連携を推進していく予定でございます。

第二に、内貿ユニットロードふ頭の再編・強化についてでございます。ここでは、国内海上輸送のユニット化やモーダルシフトの進展、RORO船の大型化に対応するため、中央防波堤内側埋立地における新規ふ頭の整備や、10号地その2ふ頭、品川ふ頭の改良を計画してございます。

第三に、新たな物流ニーズや増加する外貿貨物に対応するため、中央防波堤外側におきまして、高度な仕分けや配送機能を備えた高機能物流拠点を形成することとしております。

第四に、臨海部交通ネットワークの拡充ということで、臨港道路を計画するとともに、大型船の対面交通を可能とするため、第一航路の幅員の拡幅を計画しております。これは、羽田空港の拡張に伴いまして、対面交通を可能にするということと同時にやることとしております。

次に、交流機能についてでございますが、活力と魅力あるベイエリアの形成を目指して、海上公園等を結ぶ海上交通ネットワークの拡充を図るとともに、日の出・晴海地区に客船ふ頭を計画するなど、内港地区の活性化を図ることとしております。

また、運河の利用やあり方を見直し、魅力ある水辺空間を再

生ずる運河ルネッサンスの取り組みを通して、背後のまちづくりと一体となった護岸の整備や施設立地の規制緩和などを進め、水辺の賑わい、魅力づくりに取り組んでまいります。

ここで関連しまして、参考資料、先ほどの一枚ページのこれなんです。運河ルネッサンスなどによりまして、水辺利用のニーズに高まりが見られることから、東京オリンピックに向けて魅力的な港づくりが求められていることなどを背景としまして、こういった取り組みをさらに発展させ、東京港の魅力向上を図っていくものでございます。ここに挙げてあります項目は、そのための検討内容を例示したものでございます。

まず、「船に乗りたくなるみなとづくり」としましては、駅やオフィスを結ぶコミュニティー航路の実現に加え、観光・ショッピングスポットなどに近く、利用者の視点に立った利便性高い乗降施設の拡充などを挙げてございます。

また、「きれいで楽しいみなとづくり」といたしましては、色彩ガイドラインの策定や運河カフェの設置、生物に優しい環境づくりなどを挙げてございます。

今後、こうした港の実現を目指し、物流機能の共存に向けた水域利用の新たなルールを検討しながら、法制度の改正を国に働きかけ、利用可能な係留施設について検討を行ってまいります。

これらの取り組みを通じて、東京港が都民にも開かれた魅力的で楽しい水辺空間となることを目指していきたいと思っております。

なお、本検討は、平成二十年度を目標に検討を進めることとしておりまして、検討結果につきましては、本審議会の場で説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、もう一度参考資料のほうにお戻りいただきたいと思います。

三の「環境と共生するみなとづくり」でございます。第一に、自然環境を保全・再生し、親水空間を拡充するため、中央防波堤内側に大規模な緑地として、仮称でございますが海の森を整備し、先ほど臨海開発部長からご説明させていただきましたが、東京港の緑や景観のシンボルとするともに、多様な生物の生息環境を創出するため、東京港野鳥公園や中央防波堤沖などの海浜を計画しております。

第二に、良好なみなとの景観形成といたしまして、東京港の港口に位置し、今後新たに開発される中央防波堤地区を、船舶や航空機からの視点場や建築物の色彩に配慮して、良好な港湾景観を形成するための区域に定めてございます。

第三に、廃棄物処分場の確保でございます。廃棄物処分場を確保するために、廃棄物の減量化や受入容量の増大等による延命化を図りながら、新海面処分場を整備することとしております。

第四に、港湾物流から発生する環境負荷の軽減といたしまして、船舶や荷役機械から発生する環境負荷の軽減への取り組みを推進していきたいと思っております。

最後に、安全につきましては、首都東京の危機管理の強化を位置付け、大規模地震対策施設の拡充、高潮対策の推進、港湾保安対策の強化を図っていくこととしております。

大規模地震対策施設につきましては、首都直下地震等の発生時に緊急救援物資等の輸送に対応する耐震強化岸壁を10号地その2、中央場防波堤内側埋立地など、大幅に拡充していくこととしております。さらに、震災時においても国際海上コンテナの輸送機能を維持するため、中央防波堤外側のコンテナふ頭を耐震強化岸壁として位置付けております。

また、台風による高潮など、浸水被害対策として、防潮堤や内部護岸の整備を引き続き行い、老朽化が進んでいる水門・排

水機場につきましては、早急に老朽化・耐震対策を進めることとしております。

さらに、テロや密輸・密入国を水際で阻止するため、保安対策の強化を位置付けております。

以上が、第七次改訂港湾計画の内容の概要でございます。

高橋会長 ありがとうございます。

何か本件につきまして意見、コメントがございましたら、どうぞ。

大藪委員 関東運輸局、大藪です。

東京都改訂港湾計画、大変すばらしい計画ができたと思っております。また、これに基づいて、とりわけ水辺空間の魅力向上、これも大変すばらしいアイデアだと思っております。特に水上の船舶による利用ということを考えておられるということと、とりわけ船と陸上交通機関とのアクセスですね。新たに整備するところについては、例えば豊洲ですとか、新しい団地と交通施設がうまくリンクするところはございますけれども、それ以外のところは必ずしも陸上の交通施設なり、利用者の利便性があるところに設置されるわけではないということ、つまり港側のアプローチは大変大事だと思っただけでも、陸からのアプローチということも総合的に検討していく必要があるのではないかとというのが第一点であります。

それから、一番目に新たなルールづくりということで、まさに検討事項ということと、そのとおりだと思っております。東京湾の内奥部にこういった形で小型船舶が運航されるということにつきましては、水上交通上の問題点というのがかなり出てくるんじゃないかなと思います。先般、江戸川の船が電線を切ったような話もございましたし、あれは一つの異例な事件でありますけれども、水域利用については非常に合理的な考え方を持って進めていく必要があるんじゃないかなと。法制度等、必

要な改正があれば、国としても積極的に前向きに取り組んでみたいと思っております。

以上、意見でございます。

高橋会長 ありがとうございます。本件につきまして、事務局、何かコメントがありますか。どうぞ。

尾田港湾整備部長 港湾整備部長の尾田でございます。

本件のご意見につきましては、私どももなるべく鉄道のアクセスとか、それから船とかショッピングなども含めまして、なるべく利用者の利便性に合ったような形で検討していきたいと思っております。それから、ルールにつきましては、運河ルネッサンスで今試験的にやっておりますが、やはり使っていく人たちの合意を得ながら、それから既存の交通、特に船舶の安全性の問題もございますので、そういう人たちとも十分協議しながら、安全には十分注意をしてやっていきたいなど。特に規制緩和をするに伴って、よりそういったルールが必要になってきますので、そういった点は十分配慮しながら進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

高橋会長 ありがとうございます。

私も実はここに来ますまでに、大体六十カ国を歩き回って、まして、世界中の主な港は全部見ております。そういう中で、私も東京都港湾局の手配した船に乗って、ずっと全部一回り見て歩きました。なかなか大変に、例えば今の海の森公園とか、水辺の環境を良くするとか、きめ細やかな配慮が行われている。私も例えば香港だの上海だの港を歩き回っていますと、彼らは効率一辺倒で、環境を守るとか、港というものが住民の文化の交流の場だというような視点が彼らのほうが欠けているんじゃないか。そういう意味では、東京都は今の計画がうんと拡充しますと、僕は世界に冠たる港になるんじゃないか。物流の部分については、上海やシンガポールや香港に置いていかれまし



ただけれども、これは日本の国力がどんどん上がっていきま  
す。これはまた物流も伸びてくるだろうと思います。この統  
計なんかを見ましても、ちゃんとしつかりと東京が効率のよい  
港として、お客さんがどんどん来てくれるような港になるとい  
うことを念頭に置いて、競争的視点を持って、失わないでやっ  
ていくという視点で考えていくのは、なかなか褒めたもんじや  
ないかなと私は思います。

どうもありがとうございました。今のようなまとめの線で、  
物流の強化はもちろんでありますけれども、都民が親しみを感  
じられないような効率一本やりの港になっちゃいかんだろうと  
思うんですね。そういう意味では、港湾事業に対する都民の応  
援をぜひ僕はお願いしたいと思います。この都民に開かれた水  
辺空間としての港をつくっていくんだという東京都の港湾局の  
ビジョン、これは港湾審議会において大いにサポートしてやっ  
ていきたいと思えます。事務局には関係する事業者や機関とい  
ろいろの困難もあるでしょうけれども、十分に懸命に、柔軟に対  
応してやっていただきたいと思います。ほんとうに今日  
はありがとうございました。  
それでは、これをもちまして、本日の議事はすべて終了いた  
しました。誠にありがとうございました。

## 東京都副知事挨拶

高橋会長 閉会に当たりまして、横山副知事からご挨拶がござ  
います。よろしく願います。  
横山副知事 ありがとうございます。改めまして、東京都副知  
事の横山でございます。

この度新たに当港湾審議会委員に就任いただく皆様、並びに

引き続き就任いただきました皆様、お引き受けいただきまして、  
誠にありがとうございました。

先ほど高橋会長から東京港湾計画の一部変更をはじめ、本  
日の五件の諮問につきまして、原案を適当と認める旨の答申を  
頂戴いたしました。

東京都では、皆様も既にご案内かと思いますが、二〇一六年、  
平成二十八年に開催されますオリンピック大会を東京でぜひと  
も開催したい。そのため、現在、都議会と力を合わせて、  
招致活動を展開しているところでございます。今年八月に日本  
の国内候補都市に選定されまして、来年九月にはIOC、国際  
オリンピック委員会に立候補申請を行う予定でございます。

東京都では、オリンピック開催時に向けまして、行政だけで  
はなく、企業や都民の力を結集して、都内の緑を大幅に増やし  
ていきたいと考えております。

ただ今ご答申いただきました海上公園の変更で、先ほど高橋  
会長からも過言なるお褒めの言葉をいただきましたが、海の森  
が新たに海上公園として位置付けられました。これによりまし  
て、海の森はいよいよ具体的な整備に向けて動き出すことにな  
ります。オリンピックが東京で開催される十年後には、まだ整  
備の途中段階となるでございましょうが、都民や企業の皆様の  
支援を得ながら、東京港の中心に八十八ヘクタール、これは実  
に日比谷公園の五倍もの大きな緑を生み出していくことになり  
ます。この取り組みは、東京を緑豊かな都市にするという将来  
像の具体化に向けたまさに象徴的な事業でございませう。世界に  
も誇れるものと自負をいたしております。

また、現在検討を進めておりますオリンピック開催計画では、  
東京港の臨海部を中心に、選手村であるとかメインスタジアム  
のほか、多くの競技施設の配置を予定しております。開催が実  
現すれば、臨海副都心や海上公園など、臨海部周辺にも、国内

外から多くの来訪者を迎えることになりす。

東京港は、首都圏、ひいては我が国全体の生活と経済を支えます物流の一大拠点であることはもちろんでございますが、貴重な水辺空間でもございます。都民や内外からの来訪者が潤いと安らぎを感じまして、また、楽しく快適に過ごすことができるような賑わい、魅力づくりや景観形成にも努めてまいりたいと考えております。

東京港の中心的機能でございます物流機能につきましても、アジア諸国や国の動向を踏まえまして、さらなる国際競争力強化に向けた様々な課題克服に意欲的に取り組んでいく所存でございます。

今後とも、審議会委員の皆様のご意見を賜りながら、具体的な検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

委員の皆様におかれましては、今後とも東京港の振興発展のためにお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

高橋会長 ありがとうございます。どうも、すばらしい挨拶をいただきまして、港湾審議会としても多に応援してまいりたいと思ひます。

最後に、今後の予定を確認しておきたいと思ひますので、事務局からお願ひいたします。

浜企画課長 では、事務局からご連絡申し上げます。

今のところ、今年度内でもう一度この審議会を開催する予定はございません。次回の開催予定につきましては、開催日など、詳しいことが決まりましたら、またご案内申し上げますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それから、本日お配りいたしました資料につきましては、お荷物になるようでしたら、そのままお席に置いておいていただ

ければ、後ほど郵便で送らせていただきますので、どうぞそのままお帰りになって結構でございます。

ありがとうございます。事務局からは以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。

どうも皆様、長時間にわたりまして熱心にご討議いただきまして、誠にありがとうございます。得てして、この手の審議会というのは大体遠慮でつまらないというのが相場なんですけれども、今日は大変に面白い審議会だったと思ひます。もっとも皆さんのはつから辛口のコメントをいただきまして、愛される東京港として、もっともっと発展するように努力してまいりたいと思ひます。

どうもありがとうございます。これをもって閉会といたします。

## 閉 会 (午後三時十分)

了